

1 日時：令和6年5月9日（木）15時～16時

2 開催場所：Webexによるオンライン会議

3 結果：

（1）報告事項

①病院薬剤師の確保対策について

②茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例の制定について

③薬剤師修学資金貸与事業（地域枠）について

④奨学金返済事業について

⑤病院薬剤師確保連絡協議会（仮称）について

（2）協議事項

①茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱の改定について

②薬剤師卒後研修プログラム部会の設置及び運営に関する要領（案）について

※協議事項（議案1及び議案2）については、全会一致で承認

（3）今後のスケジュール

【以下、各委員からの主な意見】

≪報告事項≫

- ・ 公的な大病院に偏らない事業を実施していくことが必要である。中小病院と平等に実施していくことも今後考えてほしい。
- ・ 連絡協議会に参加することと奨学金返済事業・貸与事業への参加は紐づいているのか。
→紐づいてはいない。奨学金返済事業・貸与事業には薬剤師卒後研修プログラムの作成は必須であるが、連絡協議会で作成支援を行う予定である。（事務局）
- ・ 医師の臨床研修については、初期研修プログラムの後、各学会で後期研修プログラム策定方針を決め、各病院が作成している。薬剤師の場合は、筑波大学附属病院等を参考に作成すれば良い。
- ・ 大病院と中小病院向けの標準的な薬剤師卒後研修プログラムの作成して欲しい。
- ・ 日本病院薬剤師会から「薬剤師臨床研修プログラム」が作成されており、これをもとに各病院が薬剤師卒後研修を作成することになると考えている。
- ・ 資料5の茨城県実施事項内の県HPの作成のところに「就職斡旋」という言葉があるが、問題ではないか。→訂正したい。（事務局）

≪協議事項≫

- ・ 薬剤師卒後研修プログラム部会の委員については、大病院だけでなく、中小病院の薬剤師も是非含めて欲しい。
- ・ 薬剤師卒後研修プログラムは必要なものなのか。
→医師のプログラムのような法的な根拠はない。（委員）
- ・ 医師でいう初期研修プログラムのようなものを想定しているのであれば、薬剤師卒後研修プログラム部会で適切に標準的なプログラムを作成できれば良いのではないか。
- ・ 薬剤師卒後研修プログラムは何年のものを想定しているのか。
→奨学金返済事業・貸与事業とも9年のプログラムを作成してもらうことを想定している。（事務局）
→9年間分を想定しているのであれば、大病院・中小病院向けのものや筑波大等の高度急性期病院と地域密着型病院のように標準的な薬剤師卒後研修プログラムを作成してほしい。（委員）
- ・ 看護師の研修プログラムに地域モデルができたように、薬剤師も地域医療で活躍できるような研修

プログラムができるような柔軟なものがよい。

- 薬剤師卒後研修プログラムでもキャリアアップを目指すために認定をとるためには学会認定を受けた研修施設で研修を行う必要があるが、その部分については筑波大学附属病院も協力できると思う。